



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】130万円の「壁」

国会でにわかに俎上にあがった、いわゆる「130万円問題」。昨今の最低賃金の引上げや社会保険の適用拡大の流れのなかで、政府は基準の見直しを図ろうとしているようです。健康保険の被扶養者制度をいま一度おさらいして、今後の扶養家族の働き方の方向性を探ります。

【健康保険の被扶養者制度】

健康保険では、被保険者に扶養されている家族であれば、保険料を負担することなく保険給付を受けることができます。これを「被扶養者制度」といいます。

【被扶養者の認定条件】

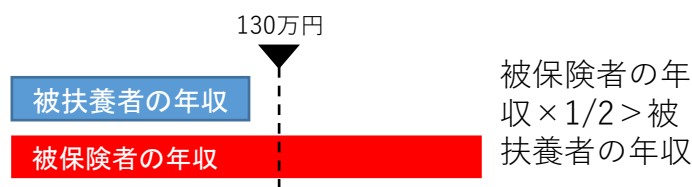
- ① 75歳未満で国内に居住していること（留学等一部例外を除く）
- ② 被保険者の3親等以内の親族であること
- ③ 配偶者・子・兄弟姉妹・直系尊属以外の場合は被保険者と同居していること
- ④ 年収が130万円未満であること（60歳以上又は障害者は180万円未満）

【共働き世帯の場合】

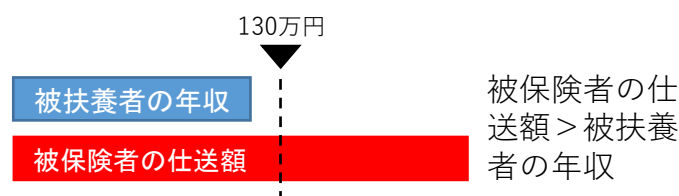
- ① 原則は収入の多いほうの被扶養者となる
- ② 育児休業期間中などの場合は、夫婦間の被扶養者の変更は原則行わない

Check! 【同居・別居の場合の認定基準】

- **同居**の場合
年収が130万円未満 + 被保険者の収入の**2分の1未満**であること



- **別居**の場合
年収が130万円未満 + 被保険者の**仕送額が被扶養者の年収より多い**こと



! ここがポイント

● 130万円以外の「壁」

扶養家族の認定基準のわかりにくさは、税と社会保険の「壁」が混在しているためです。（給与年収ベース）

- 100万円：住民税課税開始
 - 103万円：所得税課税開始
 - 106万円：社会保険加入基準（101人以上の会社）
 - 130万円：被扶養者認定基準
 - 150万円：配偶者特別控除満額基準
 - 201万円：配偶者特別控除限度基準
- どの認定基準についての相談なのかを明確にすると判断しやすくなります。

労務Room Q & A

Q 被扶養者の認定基準が改正された場合、企業はどのような対応が必要になりそうですか？

A 会社の就業規則で家族手当を定めている場合、支給基準が税法か社会保険法の扶養家族であることを条件にしているケースがほとんどです。

認定基準が変われば、家族手当の支給条件も見直す必要があるでしょう。「壁」の突破を希望する労働者の就労調整にも波及すると予測されます。

【知るも知らぬも】 今月のトピックス

不調も三年続けば実力

将棋のタイトル戦「王将戦」が話題になっています。藤井聡太王将VS羽生善治九段という、平成と令和を代表する棋士の夢の対局ということで、将棋界を超えて注目が集まっています。

現時点（2月末）の戦績は3勝2敗で、藤井王将がタイトル防衛に王手をかけました。通算タイトル100期がかかった羽生九段の大記録達成を願うファンも多いようですが、AIを駆使した世代交替の激しい現在の将棋界にあって、50歳を超えてタイトル戦に勝ち上がってくるだけでも驚異的なことです。

その羽生九段に『結果を出し続けるために』（日本実業出版社）という著書があり、将棋の格言として表題の言葉を紹介しています。いわく「自分自身が『自分には実力があるが、今は調子が悪いだけだ』と考えていたとしても、三年も結果を出せなければ、それが本人の持っている実力である」と。

勝負の世界ならではの厳しい格言ですが、3年前に最初の緊急事態宣言が発せられたとき、今日まで「不調」が続くとは誰も思わなかったはずですが、この間に生まれた生活習慣や行動様式は、少なからず私たちの「実力」として定着しています。

最年少での七冠同時達成や史上初の永世七冠獲得など、前人未到の記録を残してきた棋士が、“結果を出し続けるため”に、本の表紙に綴った極意は「人は、普通に続けられることしか続かない」。将棋の業界用語で云えば「長考に沈む」言葉です。



【魚くん探知記】 今月の一尾

若布 : わかめ

生食からみそ汁の具、酢の物、サラダ、煮物にワカメご飯など、あらゆる料理にフィットする食卓の名バイプレーヤーです。

鉄分やミネラル、食物繊維が豊富に含まれており、私も朝食にはワカメスープが欠かせません。

97%が養殖とされることから一年中手に入る印象がありますが、3月～6月に旬を迎えます。

ワカメやひじき、海苔、昆布などは、種類によって育つ海域が異なります。ひじきや海苔が表層、昆布は深層、その中間にワカメが生息します。

美味しいワカメを生み出すには、育てる階層（海藻）が命です。



【一劇必撮】 今月の一枚



鴻巣びっくり雛祭り

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



SRP II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者